



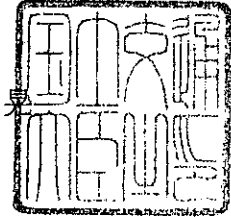
認 定 書

国住指第2995号
平成15年12月26日

三菱マテリアル建材株式会社
代表取締役 野田 眞 様

国土交通大臣

石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-0656

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

パルプ混入けい酸カルシウム板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 一般名
パルプ混入けい酸カルシウム板

2. 使用部位
壁及び天井

3. 材料構成等

項 目		製 品 仕 様 等
形状・寸法等	形状	平板
	表面の形状	平滑
	厚さ(mm)	4 ± 0.3
	かさ比重	0.8 ± 0.1
	質量(kg/m ²)	3.2 ± 0.3
	有機質量(g/m ²)	153.6 ± 16
	大きさ(mm)	標準：910 × 1,820、 最大：1,210 × 3,030
組成	パルプ混入けい酸カルシウム板の組成(mass%)	
防火処理		なし

4. 構成断面等

パルプ混入けい酸カルシウム板
(厚さ 4 mm、質量 3.2 kg/m²、有機質量 153.6g/m²)



5. 施工方法

(1) 下地

壁の場合は間柱、胴縁等を、天井の場合は野縁等を下地材とする。下地材の間隔は450 mm以下とする。

(2) 加工 (切断)

パルプ混入けい酸カルシウム板の加工は、割り付けにより工場で行う。現場で切断する必要がある場合は、電動カットソー等を使用する。パルプ混入けい酸カルシウム板の小口は、ヤスリ等で平滑に仕上げ、面取りが必要な場合には、カンナ等で処理する。

(3) 取付け

パルプ混入けい酸カルシウム板は、φ 1.5 × 12 mm以上のくぎ、φ 3.0 × 15 mm以上のタッピンねじ等を用いて455 mm以下の間隔で下地材に留め付ける。くぎ、タッピンねじ等は、パルプ混入けい酸カルシウム板の端部より10 mm以上離れた位置に取付ける。

(4) 目地

パルプ混入けい酸カルシウム板の目地は、突付け、目透かし、合じゃくり等とし、必要に応じて、金属製ジョイナー、不燃性の敷目板等を使用する。